

誓約書日本語仮約

奨学生の支給期間、ここに述べられた規則及び本研修計画につきCONACYTが定めた諸規則を遵守すること、並びに右に対する何らかの違反がある場合にはCONACYTより課される処罰を受け入れることを誓約いたします。

奨学生の義務

学業面

- a) 全ての履修授業において、所属研修機関が学期毎に認定する成績につき平均7.0もしくはそれに相当する成績（「C」）以上を維持する。右値以下の成績を取った場合には、右値に到達するまで生活費支給が停止されることを了承する。
- b) 4ヶ月毎にCONACYTへ定期レポートを3つ提出する。同レポートは研修生が該当期間に行った活動について記すものであり、所属研修機関の責任ある人物による承認を受ける。
- c) 所属研修機関の定めた日程に従って授業に出席する。
- d) 所属が決定している研修機関を一方的に変更したり所属を取り消したりすることはできない。変更の場合にはCONACYTによる許可を受け、最初の学期を終了している必要がある。
- e) 奨学生に関する証明書についてはCONACYTに事前承認された以外の場所に滞在する場合はこれを発行しない。

滞在に関する規則

- a) メキシコ滞在資格に何らかの影響を与えるような出来事や事態がある場合には少なくとも1ヶ月前にCONACYTへ知らせる。
- b) 研修機関の休みを利用してメキシコ国内を旅行する場合、最低でも出発の7労働日前までにはCONACYTに知らせる。
- c) 研修機関が休みでない時期には滞在地域を離れない。ただし、研修コースに関する活動のための国内旅行を行う必要がある場合には、所属研修機関が同旅行の必要性、目的、期待される成果等を記した書簡を発出する。
- d) 当該研修期間内に就労及び報酬を受けるいかなる活動を行わない。
- e) メキシコ国外への旅行は行わない。やむを得ずメキシコ国外への渡航が必要な場合には、日本大使館とCONACYTによる許可を得る。
- f) 奨学生支給期間は単身で生活する。（パートナー、妻子、家族の同伴は認めない）。

学費

- a) 本件計画でのメキシコ滞在目的に合致する活動に関連したコース受講等を希望する場合には、CONACYTが費用負担について検討するため、20労働日前までに希望コースのある機関により発出された公式な書簡（期間、及び費用が明記されているもの）をCONACYTに提出する。
- b) 受講するコースの授業料及び研修機関はそれを許可するためCONACYTにより検討されなければならない。受講するコースの授業料の上限は、募集要項に提示されているとおり8,000ペソ／学期である。
- c) CONACYTは事前に検討され承認されたコース以外については費用を負担しない。
- d) 研修終了後には、CONACYTに対して成績や修了証明などを記した該当機関発出の書類のコピーを送付する。

奨学金の終了

- a) メキシコ滞在を終了する際に、滞在期間の全ての活動内容を記した最終レポートを提出する（最大で5枚）。
- b) 自己の責任に基づく規則不履行等により本件奨学金制度の趣旨を全うしない場合、将来CONACYTが提供するその他の助成を受けることはできない。さらに、それまでに支給された全ての奨学金等と同等の金額をCONACYTに返還する。

2017年8月21日 メキシコシティ

(氏名)

(署名)

(了)